

「国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示」（昭和45年運輸省告示第76号）及び「国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示の特例に関する告示」（平成11年運輸省告示第165号）の一部改正について

1. 背景

昨年5月にとりまとめられた「アジア・ゲートウェイ構想」（【参考】参照）において、我が国の国際競争力強化及びアジアとの航空ネットワークの拡充を図るため、「航空自由化（アジア・オープンスカイ）」に向けた航空政策の転換が最重要項目の一つとして掲げられている。この中で、羽田空港において、欧米便を含む国際チャーター便を積極的に推進するとともに、新たに特定時間帯（余裕のある20:30-23:00の出発、6:00-8:30の到着の時間帯）についても、国際チャーター便実現のための協議を開始すること、また、地方空港についても、観光振興等を促進するために、定期便の前段階である国際旅客チャーター便を積極的に促進することが求められているところである。

国土交通省では、これらの国際旅客チャーター便の促進を目的とした着陸料の軽減措置を講じるため、「国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示の特例に関する告示」を改正することを予定しています。

また、現行の停留料について、諸外国での事例に鑑み、「国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示」を改正することを予定しています。

2. 改正の概要

（1）国際旅客チャーター便に対する着陸料の軽減

○羽田空港の特定時間帯を含む深夜早朝時間帯及び2種A・共用空港に係る国際旅客チャーター便の着陸料を2分の1に軽減します。

○本措置は、羽田再拡張供用開始予定である平成22年10月31日までの時限措置として導入します。

（2）国管理空港の停留料

○現行、6時間以上停留した航空機に対して賦課しているところを3時間以上に改正します。

3. 今後のスケジュール

告示公布：平成20年3月中旬（予定）

告示施行：平成20年4月1日（予定）

【参考】

アジア・ゲートウェイ構想（抄）（アジア・ゲートウェイ戦略会議 平成19年5月16日）

<羽田の更なる国際化、大都市圏国際空港の24時間化>

「首都圏で唯一、深夜早朝利用可能な羽田空港において、欧米便を含む国際チャーター便を積極的に推進するとともに、新たに特定時間帯（余裕のある20:30-23:00の出発、6:00-8:30の到着の時間帯）についても、国際チャーター便実現のための協議を開始する。」

<航空自由化（アジア・オープンスカイ）による戦略的な国際航空ネットワークの構築>

「地方空港についても、（略）定期便の前段階である国際旅客チャーター便を積極的に促進する。」